

市県民税(住民税)納付書送付と 税法改正のお知らせ

平成18年度住民税の納付書
(給与天引き以外の人)を
6月中に送付します

納付回数

旧合志町……4回
旧西合志町……10回

変わりました → 6月～翌年1月
計8回

納付書は年度分をまとめて送付します

紛失などに注意してください

住民税って？

住民税=均等割額(1)+所得割額(2)

(1)均等割額

……………4,500円
年額で市民税が3,000円、
県民税が1,500円

(2)所得割額

……………所得などにより
税額が変わります

住民税の主な税法改正

妻の均等割非課税制度が廃止

納税義務者の夫と生計を同一にする妻が、一定の所得額を超えれば均等割(4,500円)が課税されます。

定率減税の縮小

前年度までは、所得割額の15%を差し引くという減税措置(上限4万円)がありました。今年度からは、減税率15%→7.5%に変更され減税額の上限も2万円までとなっています。※この減税措置は、平成19年度住民税から廃止となります

65歳以上の人へ

①65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人には非課税となっていました。ただし、平成17年1月1日現在で、65歳以上の場合、表のように段階的廃止となります。

	均等割額 (市県民税 水とみどりの森づくり税)	所得割額
18年度の課税	1,800円 (1,000円 300円 500円)	3分の1
19年度の課税	3,100円 (2,000円 600円 500円)	3分の2
20年度の課税	4,500円	全額

②65歳以上の人に適用されていた老年者控除(48万円)は廃止されました。

③65歳以上の人に対して最低140万円の公的年金等控除がありましたが、120万円に縮小されました。

問い合わせ先

税務課 市民税係(合志庁舎)
☎248-1114

国民年金

7月から保険料 免除が4段階に

所得が低い、失業したなどの理由で国民年金保険料を納められない人のための免除制度に、7月から4分の3免除と4分の1免除が創設されます。

保険料の免除は、前年の所得(1月～6月分までの保険料については前々年の所得)が一定以下になるときに適用されます。

免除段階	所得基準(年)	保険料(月額)
全額	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円以下	0円
4分の3	78万円+(扶養親族等の数)×38万円以下	3,470円
半額	118万円+(扶養親族等の数×38万円)以下	6,930円
4分の1	158万円+(扶養親族等の数×38万円)以下	10,400円

申請方法

申請は、合志市役所(合志庁舎・西合志庁舎)、各支所(泉ヶ丘支所・須屋支所)、または、熊本西社会保険事務所です。

※申請時に必要なもの

印鑑、年金手帳(失業者の場合は、離職票)

免除の審査

審査は、申請者本人・申請者の配偶者・世帯主の前年の所得により判定されます。ただし、上記の基準を超えていても、失業や天災で損害を受けたなどの理由で免除が承認されることもあります。詳しくはお問い合わせください。

保険料の納め忘れに注意!

免除が認められても、全額免除以外の方は保険料の納付が必要です。納め忘れると、未納扱いとなりますのでご注意ください。



問い合わせ先

健康づくり推進課
国保年金係(西合志庁舎)
☎242-1183

熊本西社会保険事務所
国民年金課
☎355-3261